## ◎東南海・南海地震に係る地震防災対

## 策の推進に関する特別措置法の一部

## を改正する法律

(平成二五年一一月二九日法律第八七号) (衆)

、**提案理由**(平成二五年一一月八日·衆議院本会議)

○坂本剛二君 ただいま議題となりました東南海・南海地震にげます。

て効果的な対策を実施する必要があります。で効果的な対策を実施する必要があります。で効果のと想定されております。このような巨大災害に事前に対処すべく、早急に国が主導しるものと想定されております。このような巨大災害になるおそれがあるものと想定されております。で効果的な対策を実施する必要があります。

図ろうとするものであり、その主な内容は、び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を本案は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及

推進に関する特別措置法に改めること、

第一に、法律の題名を南海トラフ地震に係る地震防災対策の

第三に、推進地域の指定があったときは、中央防災会議は、を想定して、南海トラフ地震防災対策推進地域を指定すること、第二に、内閣総理大臣が科学的に想定し得る最大規模の地震

いて定め、南海トラフ地震防災対策推進計画とすること、定行政機関の長等は、防災業務計画等において一定の事項につ南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成することとし、指

要する経費に対する国の負担割合の特例等を設けること、作成することができること、第五に、津波避難対策緊急事業に指定があったときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聞指定があったときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聞地震津波避難対策特別強化地域として指定することとし、この地震津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフのうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフのうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。業に係る特例措置を設けること等であります。第六に、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事

出法律案とすることに決したものであります。聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、八閣の意見を本案は、本日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

## 二、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二五年一一月二二日

申し上げます。 ○竹谷とし子君 ただいま議題となりました両法律案につきま

財政上の特別の措置等について定めるものであります。 財政上の特別の措置等について定めるものであります。 策推進基本計画等の作成、津波避難対策特別強化地域の指定、防災対 、南海トラフ地震に関する防災対策推進地域の指定、防災対 、南海トラフ地震に関する防災対策推進地域の指定、防災対 、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する まず、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する

して田村委員より、東南海・南海地震対策特別措置法改正案に質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表たが、その詳細は会議録によって御承知願います。

述べられました。

措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと討論を終局し、順次採決の結果、東南海・南海地震対策特別

おり可決すべきものと決定いたしました。決定し、首都直下地震対策特別措置法案は多数をもって原案ど

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

直下地震対策特別措置法案の目的等について質疑が行われまし者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、首都委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出

律東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法